被災宅地の危険度判定について

被災宅地の危険度判定は、大地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に 被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施すること によって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的としている。

判定を行うのは、都道府県知事の認定を受けた被災宅地危険度判定士である。

被災自治体が判定を実施することが基本であるが、大規模災害等の場合には、要請に基づき、全国的に支援が行われる。

【参考】

- (1) 判定士の認定及び登録要件 国又は地方公共団体の職員で、土木、建築または 宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務 経験を有し、講習を修了した者等
- (2) 県内判定士数(平成28年7月現在)484名(県職員277名)
- (3) 県内判定士等による判定実績平成28年 熊本地震(熊本市及び益城町)





判定ステッカー

(判定結果は、3種類のステッカーで、見やすい位置に表示する)







黄

